ODPO (Open Data Platform in Osaka) 利用要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪府組織条例第 2 項第五号に基づき、情報通信技術の活用による 府民の利便性の向上をめざし、データ利活用によって多様なサービスの創出等を実現す るために、大阪府が整備した「ODPO(Open Data Platform in Osaka)(以下「ODPO」 という)」の利用に当たり必要な事項を定めるものとする。

(体制)

- 第2条 本件事務は、大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室戦略企画課(以下「大阪府」 という)において取り扱う。
- 2 大阪府は ORDEN の受託事業者と綿密に連携しながら、本件事務を取り扱うものとする。

(データ利用者及び利用範囲)

- 第3条 ODPO の利用を申請することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大阪府が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条に規定する地方独立行政法人をいう)
 - (2) 大阪府内の市町村及びその他連携自治体
 - (3) 大阪府内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条に規定する地方独立行政法人をいう)
 - (4) 大阪府・大阪市のスーパーシティに関連する事業やサービス等に従事する者
 - (5) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に関連する事業やサービス等に従事 する者
 - (6) (1) \sim (5) に該当しない者で、大阪府組織条例に記載されている事務に関する データ連携であり、住民の福祉向上につながる事業やサービス等にて利用する者
- 2 前項に該当する場合でも、次のいずれかに該当する者は ODPO の利用を申請することはできない。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条 第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排 除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第二条第四号に規定する暴力団密接関係 者
 - ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
 - ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年

文書番号:資料-GOV0014-2.0w

法律第五十四号)第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

(利用の申請)

第4条 前条に該当する者のうち、ODPO の利用を希望する者(以下「申請者」という。) は、大阪府にて定める「ODPO (Open Data Platform in Osaka) 利用規約(以下「利用規約という)」に同意し、大阪府が定めた申請書を提出するものとする。

(利用の決定)

- 第5条 大阪府は、前条の申請に対する利用の可否を審査し利用を認める場合には、その 旨を申請者に通知するものとする。
 - 2 前項の通知をもって申請者と大阪府との間で利用規約に基づいた契約が成立し、申請者は当サイトを利用できるものとする。

(費用負担)

第6条 ODPO を利用する際の費用は原則無償とする。

(決定の取消し等)

- 第7条 大阪府は、ODPO の利用の決定をした場合において、その後の事情の変更により 特別の必要が生じたときは、当該利用の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。 ただし、ODPO を利用した事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限 りでない。
- 2 大阪府が前項の規定により ODPO の利用の決定を取り消す場合は、次の各号のいず れかに掲げる場合に限るものとする。
 - 一 ODPO の利用の決定後生じた事情の変更により ODPO 利用事業の全部又は一部 を継続することが困難となった場合
 - 二 申請者が、ODPO の利用の決定後生じた事情の変更により ODPO の利用を継続することができない場合(申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 3 大阪府は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、ODPO の利用の決定の 全部又は一部を取り消すものとする。
 - 一 ODPO を申請した時とは別の用途への使用をし、その他 ODPO の利用の決定の 内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく処分に違反したとき。
 - 二 第3条第2項イからハまでのいずれかに該当することとなったとき又は第4条の申請をした当時に第3条第2項イからハまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

文書番号:資料-GOV0014-2.0w

三 第3条第2項ロ及びハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと大阪府が認めるとき。

4 大阪府は、各項の規定により ODPO を利用した事業の遂行の一時停止を命ずる場合に おいては、利用者が ODPO の利用の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるた めの措置を大阪府の指定する日までにとらないときは、利用の決定の全部又は一部を取 り消す旨を明らかにするものとする。

(状況報告)

第8条 大阪府は、利用者が提出する報告等により、その者の ODPO を利用した事業が協定書の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って ODPO を利用した事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、府が別に定める。

附則

- この要綱は、令和5年12月13日から施行する。
- この要綱の改定は、令和6年3月11日から適用する。
- この要綱の改定は、令和6年3月26日から適用する。
- この要綱の改定は、令和6年6月27日から適用する。